

令和元年度 第2回健康福祉審議会 議事録

日 時：令和2年1月14日（火） 午後1時30分～午後2時30分

場 所：加賀市役所 別館3階 302会議室

出席委員：沼田、谷本、西野、山下、矢鋪、石川、宮本、西出（敬称略）

委員定数の過半数に達しているので会議は成立していることを報告する。

1. 開 会

2. 会長選出

加賀市社会福祉協議会 会長 谷本 直人 委員を選出。

3. 議 題

第4期地域福祉計画（素案）について

以下、審議事項の説明は、別紙資料のとおりとし、質疑のみの記載とする。

質疑事項

第4期地域福祉計画（素案）について

委員

この全体の活動としてとても分かりやすいレイアウトで割りと読み応えのある冊子になっていると思いました。確認させていただきたいのですが、3ページにある計画の概要のところ、地域福祉計画福祉こころまちプラン2020は理念・方向性ということで、この計画の下にある5つのものが実行計画という位置づけというふうに思ってよろしいですね。また、30ページにあります地域共生社会実現のための体制イメージこれとても分かりやすくていい図だと思いますが、この地域包括ケアシステムというものの位置づけはこころまちプランだけで述べられるものでしょうか。加賀市の総合計画中身を確認していないのでよくわからないのですが、この地域包括ケアシステムは福祉こころまちプランのどこに位置づけられるのかというのが1つ目の質問です。2つ目は隣にあります公的制度のところ、確かにそれぞれカテゴリー別の窓口というとワンストップ的に例えば高齢者だったら包括支援センターとか子育てであれば子育てステーションというカテゴリー別のワンストップ的なものを作っていると思いますけれども、今回のこのプランということでカテゴリー別ではなくてこの地域包括ケアシステムとリンクするような全カテゴリーを網羅するワンストップというのはこれからということで、今回はあまりそれに関しては言わないと思ってよろしいですか。

事務局

3ページの図ですが、各分野の個別計画が、この計画の行動計画ですかということで、それぞれの分野ごとに個別計画を立てまして、それぞれの事業・施策をもとに数値目標なりその方法なりその計画の達成度を設定し各個別計画を行動計画というような形で位置づけております。次に30ページの福祉こころまちプランだけが地域包括ケアシステムの形なのかということですが・・・

委員

質問させていただいたのは、地域包括ケアシステムの出方が弱い感じがします。全体的に、読ませていただいて例えば16ページの施策の方向には書いていて、地域包括ケアシステムそうですね16ページの中ほどぐらいに地域包括ケアシステムの加賀市版構築と推進を目指しと、ここにはあるのですが、ではそれがどういう形でどういう方向性なのか、ずっと読んでいても分かりにくい。30ページに急にボンとこの図が出てくる印象があり、国の方向でもあり我が事・丸ごと地域共生社会一つの大きな方向性だと思いますが、それが30ページでも例えば住宅とか交通とか社会福祉問題全庁的に取り組まないといけないことであり、地域包括ケアシステムのアイデアは非常に大きなコンセプトじゃないかと思います。例えば地域包括ケアシステムという大きなプランというか計画というものがこのこころまちプランだけで記載されるのであれば、もう少し書ききらないと方向性が出ないのではないのでしょうか。加賀市総合計画というところで地域共生社会というのはもっともっと大きな枠組みなので、そののところに書いたうえで地域福祉というカテゴリーの中において地域包括ケアシステムはこうですよという図が30ページなのかというその確認だけです。

事務局

自分が作成した思いでは、全庁を巻き込んだ形の地域包括ケアシステムであるということで、これまでも長寿の方では、地域包括ケアシステムというような考え方を十分充実して構築してきたわけです。そういう関係を広めていくような形でやっていきたいと考えています。先程のお話のありましたことは、16ページにも加賀市版の構築というようなことを載せていただいておりますが、それでもこの流れとしては少し弱いというようなご指摘であろうかと思えます。5ページの現状の方にも上の段、大見出しのところの下の方向ですが、地域共生社会の実現というところの中にも地域のため福祉の要求を超えというような話でうたわせていただいたようなところもあります。今ほどのご意見から、それに特化した形の表現ができないかということと考えてみます。それからワンストップの話は、市として本来ワンストップで相談それから対応をきちんとしていければいいのですが、まだまだそういう体制にはなってございません。どうか横断的な繋がりをできないかということで、窓口で受けた相談をそれぞれの分野に関わる相談を一体的に、解決できるような相談体制等対応体制を構築したいという思いで図を作らせていただいたところでございます。

委員

ありがとうございます。事前の意見を申し述べなかったのでここまできちんと書き込まれている、恐縮でしたが気持ちは一つなのだとして理解して聞かせていただきました。若干少し地域包括ケアシステムの取り扱いに今後どれぐらいのウエイトを置かれるのか、令和6年までの福祉計画なのでもう少し書き足すかあるいはわからないですけど、ワンストップの件に関しまして

も相談体制の充実もいずれかはワンストップを作る方向性だけでも書かれるといいのかなと期待をするという意見です。

事務局

相談体制の充実ということで28ページの方に、相談窓口の体制強化ということで高齢者福祉とかそれぞれの分野にまたがった問題を相談を受けた場合、関係する担当課と連携を図り的に解決に導けるように協働体制を強化するというので、ワンストップという書き方はしておりませんが、そういった流れの中でそれぞれの培ってきた知識とか、そうしたものを利用できないかということ計画では謳っています。

委員

行政側の機能別から見る連携が書かれていますが、市民目線からすると、例えば、高齢者問題と子どもの問題、経済的問題など色々な問題を抱えて相談するときに、どこに相談すれば解決できるのか、市民目線からみた連携のあり方の記載が望ましいと思う。これから求められる行政の支援は、いわゆる地域包括事業の考え方からすると、民意や市民活動をどのように盛り上げていくのかが重要であり、市民が主役、市民目線の福祉計画としてあるならば、例えば、総合的な暮らし安全相談カウンターみたいなのところに行けば、その市民が抱える問題は、カウンターの後ろでつながっている各課をまたぐ行政担当者等に適切につながっていくような、そんなワンストップ体制をご提案させていただきます。

事務局

ワンストップ窓口というのは地域福祉全般というのもそうでしょうけど、国が現在、近所の引きこもりみたいなものもワンストップ体制で、国が進めて行くというのがございます。将来的には例えば困ったときに、障がい困っているとか高齢で困っているそういう話ではなく、どういう状態で困っているという話なので、行政の縦割りはそろそろもういい加減にやめる必要があるということは個人的に思いますので、ワンストップ窓口そういう意味では作っていく必要があると思います。市役所全体の行政組織なので来年できますとかそういうことは言えませんが、この計画に盛り込みたいと思いますし、地域包括ケアとしては当たり前今まで高齢者のみに重点的にスポット当たっていたというところですけども、これからは障がいも子どもも含めて地域包括ケアということを進めて行かなければならないので、修正できる部分は修正していきたいと思います。